

コナカ「名ばかり店長」訴訟

解決金支払い合意

地裁で和解

紳士服販売大手「コナカ」(本社・横浜市戸塚区)の店長ら2人が十分な権限が与えられていないにもかかわらず、残業代が支払われない「名ばかり店長」だったとして、未払い残業代の支払いを求めた訴訟は8日、横浜地裁(深見敏正裁判長)で和解が成立した。金額は非公表だが、会社側が2人に解決金を支払うこととで合意した。

(佐野 克之)

原告は、コナカ仙台東中央店(仙台市)店長の高橋勇さん(45)と八戸石堂店(青森県八戸市)元店長の佐藤光成さん(37)は昨年9月に退職。2人は経営者と一体的な立場にあり、勤務時間の自由裁量がある管理監督者とされていたが、「実際には業務内容や勤務時間は本社から指示されていた」と主張。残業代の支払い義務がない管理監督者とされた期間の未払い残業代計約1280万円の支払いを求めてきた。

原告側は「解決金は実質的に未払い賃金で、納得できらぬ金額。会社側は店長が『名ばかり管理職』だったと事実上認めている」と評し、理監督者だったとの認識を

変えておらず、「紛争の早期解決と業務のさらなる発展などを総合的に勘案し、和解することとした」などと文書でコメントした。

原告は2008年4月に労働審判を申し立て、横浜地裁は同年8月、「2人は労働基準法が定める管理監督者に該当しない」との判断を示した。未払い残業代については「3回の審議では残業時間の算定には至らなかった」として判断を避けたため、訴訟に移行し協議が続けられてきた。

横浜地裁での和解成立後、原告の高橋さんは「コスト削減のため、多くの企業が管理職の幅を広げて、実質的に残業代ゼロ化を進めている。この和解をそんな風潮を変えるきっかけにしたい」と話し、ほっとした表情を浮かべた。

高橋さんは午前8時半から午後9時すぎまで働くよう会社から求められ、長時間労働が常態化。残業代を支払う必要がない管理監督者の店長に仕事を集中させ、少ない正社員と非正社員は現在、店長は管理監督者

「問題拡大の歯止め」

「名ばかり店長」の問題は、東京地裁が2008年1月の判決で、ファストフード大手「日本マクドナルド」の現役店長を「管理監督者ではない」と認めたことで注目を集めるようになった。

コナカは現在、店長は管理監督者にはあたらないとして、残業代を支払うようになっていく。今回の和解でコナカは、見直し以前の店長であった高橋さんを「非管理監督者」と認めたものではない」として、従来の主張を変えていないが、高橋さんは「内容は実質的に勝訴。名ばかり店長として働かされるケースは、コンビニなどの小売業や飲食チェーンでも広がっている。この和解が問題が広がることへの歯止めになれば」と願っている。